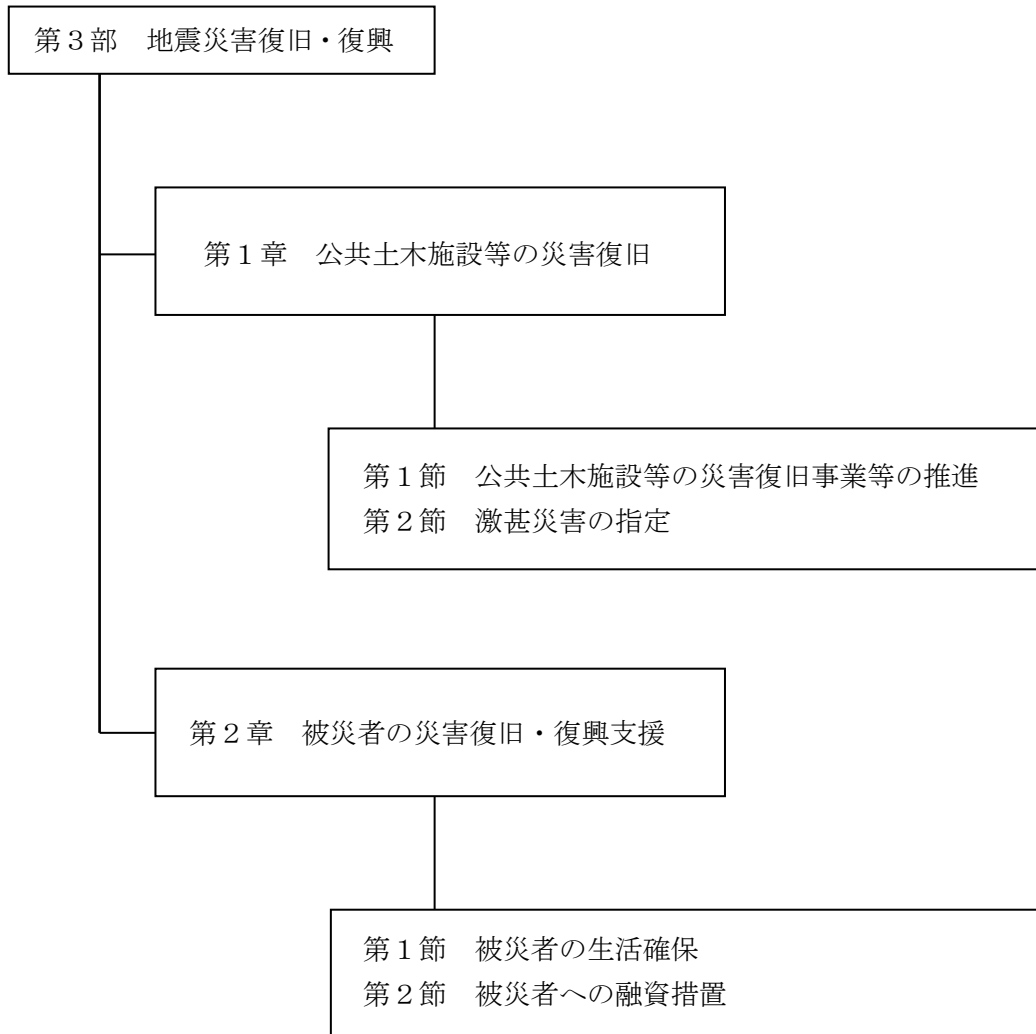


第 3 部 地震災害復旧・復興



第3部 地震災害復旧・復興

第1章 公共土木施設等の災害復旧

被災した公共土木施設等の早急な災害復旧は、住民の生活の安定と福祉の向上を図る上で不可欠であるため、本章では、公共土木施設等の災害復旧に係る対策を定める。

第1節 公共土木施設等の災害復旧事業等の推進〔実施責任者：全部〕

地震災害復旧・復興対策は、地震災害発生後、被災した施設の原形復旧にあわせて再度災害の発生防止のため、必要な施設の設計又は改良を行う等、将来の災害に備える事業計画を樹立し、極力早期復旧に努めるものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第1章第1節「公共土木施設等の災害復旧事業等の推進」を準用する。

第2節 激甚災害の指定〔実施責任者：防災安全課〕

市長は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力するものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第1章第2節「激甚災害の指定」を準用する。

第2章 被災者の災害復旧・復興支援

被災した住民が、その痛手から速やかに再起し生活の安定を早期に回復できるように、生活相談、災害弔慰金等の支給、税の減免、各種融資措置等、本章では、被災者の支援に係る対策を定める。

第1節 被災者の生活確保〔実施責任者：全部〕

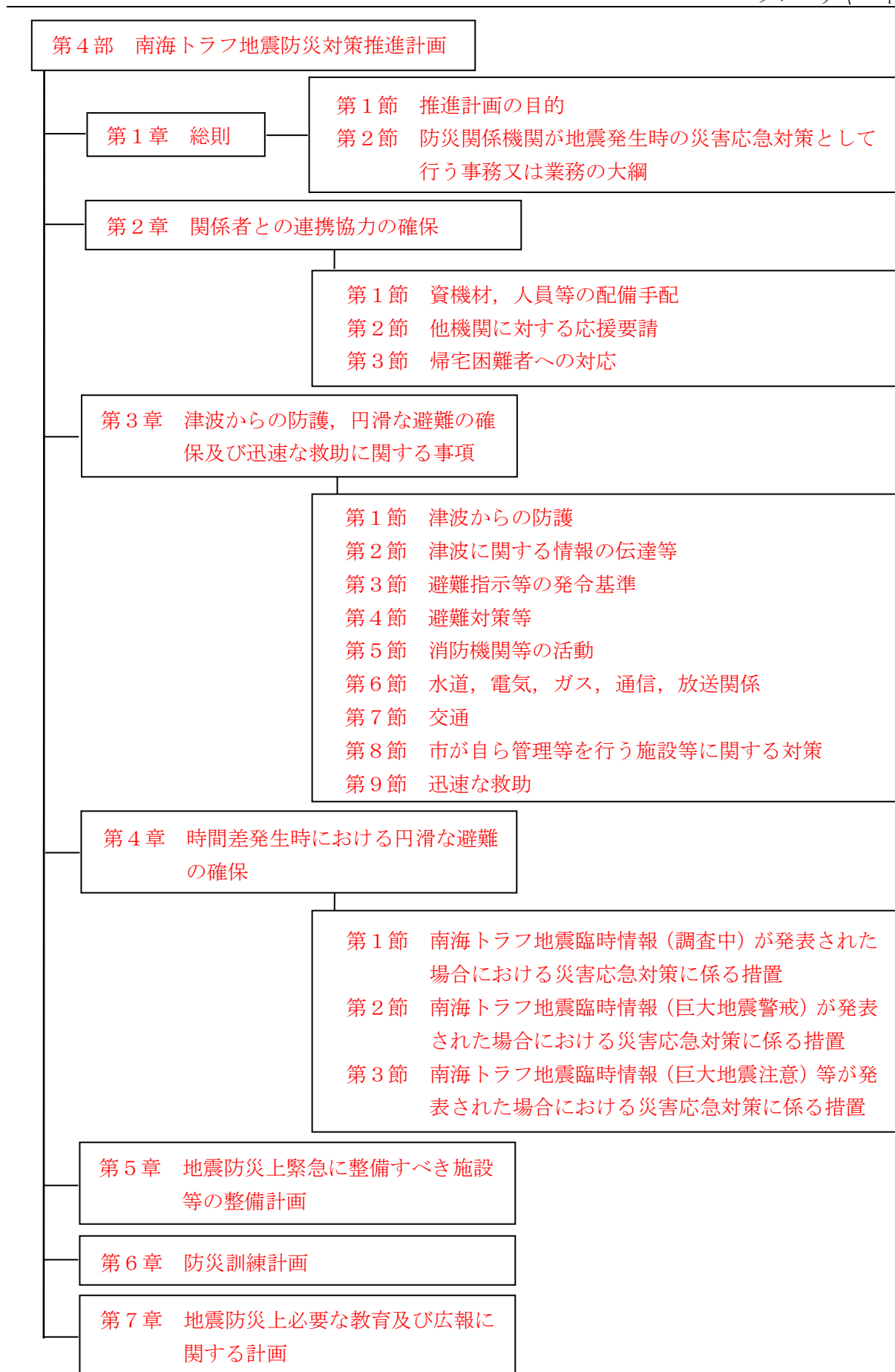
市は、被災者等の生活再建に向けて、住まいの確保、生活資金等の支給やその迅速な処理のための仕組みの構築に加え、生業や就労の回復による生活資金の継続的確保、コミュニティの維持回復、心身のケア等生活全般にわたってきめ細やかな支援を講じる必要がある。

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第2章第1節「被災者の生活確保」を準用する。

第2節 被災者への融資措置〔県社会福祉協議会、県社会福祉課、市福祉課〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第4部第2章第2節「被災者への融資措置」を準用する。

第4部 南海トラフ地震防災対策 推進計画



第4部 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1章 総則

第1節 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法（平成14年法律92号。以下「法」という。）第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

第2節 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本市の地域に係る南海トラフ地震防災に関し、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方公共機関及び本市の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（以下「防災関係機関」という。）の処理すべき事務又は業務の大綱については、総則第2章「防災機関の業務の大綱」を準用する。

第2章 関係者との連携協力の確保

第1節 資機材、人員等の配備手配〔実施責任者：全部〕

1 物資等の調達手配

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第3章第2節「食料の供給」、第3節「応急給水」、第4節「生活必需品の給与」を準用する。

2 人員の配置

具体的な内容等については、地震災害対策編第2部第1章第1節「活動体制の確立」を準用する。

3 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置

(1) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、南九州市地域防災計画に定める災害応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、整備、配備等の計画を作成するものとする。

(2) 具体的な措置内容は、防災関係機関ごとに別に定める。

第2節 他機関に対する応援要請〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第4節「広域応援体制」を準用する。

第3節 帰宅困難者への対応〔実施責任者：福祉課〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第2章第11節「要配慮者への緊急支援」を準用する。

第3章 津波からの防護，円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項

第1節 津波からの防護〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第1部第2章第1節「津波災害防止対策の推進」を準用する。

第2節 津波に関する情報の伝達等〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・消防組合〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第2部第2章第1節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」を準用する。

第3節 避難指示等の発令基準〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第2部第2章第1節「津波警報等及び津波情報等の収集・伝達」を準用する。

第4節 避難対策等〔実施責任者：全部〕

具体的な内容等については，津波災害対策編第1部第3章第5節「避難体制の整備」を準用する。

第5節 消防機関等の活動〔実施責任者：防災安全課，消防組合，消防団〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第2部第2章第5節，津波災害対策編第2部第2章第5節「消防活動」を準用する。

第6節 水道、電気、ガス、通信、放送関係〔実施責任者：水道課・関係機関〕

1 水道

津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破損による道路通行制限等の二次災害を軽減させるための措置をとるものとする。

2 電気

電力事業者は、津波から円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるブレーカーの開放等の措置に関する広報を実施するものとする。

また、電気が津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等、円滑な避難を行うために重要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するための方策を検討するものとする。

3 ガス

ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報を実施するものとする。

4 通信

電気通信事業者は、津波警報等の確実な伝達のために必要な通信を確保するため、電源の確保、地震発生後の輻輳時の対策等の措置を講じるものとする。

また、災害用伝言ダイヤル等の安否確認手段の普及に努めるものとする。

5 放送

(1) テレビ、ラジオ等の放送は、居住者等及び観光客等への情報の正確かつ迅速な伝達のために不可欠のものである。

このため、放送事業者は、津波に対する避難が必要な地域の居住者等及び観光客等に対しては、大きな揺れを感じたときは、津波警報等が発表される前であっても津波に対する注意喚起に努めるとともに、津波警報等の正確かつ迅速な報道に努めるものとする。

(2) 放送事業者は、県、市及び防災関係機関と協力して、被害に関する情報、交通に関する情報ライフラインに関する情報、津波情報など、防災関係機関、居住者等及び観光客等が津波からの円滑な避難活動を行うために必要な情報の提供に努めるものとする。その際、聴覚障害者等の情報入手に資するよう、テレビにおける字幕放送等の活用にも努めるものとする。

(3) 放送事業者は、災害発生後も円滑に放送を継続し、津波情報等を放送出来るよう、あらかじめ必要な要員の配置、施設等の緊急点検その他の被災防止措置を講ずるものとする。

第7節 交通〔実施責任者：建設課，関係機関〕

1 道路

鹿児島県警察及び道路管理者は，津波襲来のおそれのあるところでの交通規制，避難路についての交通規制の内容を，広域的な整合性に考慮しつつ，あらかじめ計画し，周知するものとする。

2 海上

- (1) 鹿児島海上保安部は，海上交通の安全を確保するため，船舶交通の輻輳が予想される海域において，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行う。
- (2) 鹿児島海上保安部及び港湾・漁港管理者は，津波による危険が予想される海域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置を実施するものとする。

3 鉄道

鉄道事業者は，地震発生時，走行路線に津波が襲来する危険度が高いと予想される区間がある場合は，運行の停止等の措置を講じるものとする。

4 乗客等の避難誘導

津波の影響を受けると予想される，船舶，鉄道事業者は，船舶，列車等の乗客や，駅，港湾・漁港に滞在する者の避難誘導計画を策定するものとする。

第8節 市が自ら管理等を行う施設等に関する対策〔実施責任者：公共施設管理者〕

1 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 各施設に共通する事項

- ① 津波警報等の入場者等への伝達
- ② 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③ 施設の防災点検及び設備，備品等の転倒，落下防止措置
- ④ 出火防止措置
- ⑤ 水，食料等の備蓄
- ⑥ 消防用設備の点検，整備
- ⑦ 非常用発電装置の整備，防災行政無線，テレビ，ラジオ，コンピュータなど情報を入手するための機器の整備

(2) 個別事項

施設ごとに具体的に避難に関する事項を別に定める。

2 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

市が管理する施設等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

(1) 災害対策本部又は各支部が設置される庁舎等の管理者は，1の(1)に掲げる措置をとるほか，次に掲げる措置をとるものとする。

- ① 自家発電装置，可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ② 無線通信機器等通信手段の確保
- ③ 災害対策本部開設に必要な資機材及び車両等の確保

(2) この推進計画に定める避難所等が設置される学校，社会教育施設等の管理者は1の(1)又は1の(2)の掲げる措置をとるとともに，市が行う避難所の開設に必要な資機材の搬入，配備に協力するものとする。

第9節 迅速な救助〔実施責任者：防災安全課，消防組合，消防団〕

具体的な内容等については，一般災害対策編第1部第2章第6節，「救助・救急体制の整備」を準用する。

第4章 時間差発生時における円滑な避難の確保

第1節 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表された場合における災害応急対策に係る措置〔実施責任者：防災安全課〕

1 南海トラフ地震臨時情報（調査中）の伝達等

南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発令された場合は、防災安全課職員による情報収集体制を確立することとする。

具体的な内容等については、地震災害対策編第2部第2章第1節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

第2節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合における災害応急対策に係る措置〔実施責任者：防災安全課〕

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の伝達、災害対策本部等の設置等

市長は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された場合は、災害対策本部を設置することとする。

本部設置後、災害対策本部会議を開催し、関係課による今後の取り組みを確認するとともに、市民に対し、今後の備えについて呼びかけを行う。関係課においては、災害対策本部会議の開催を受けて、情報収集・連絡体制の確認、所管する施設等がある場合には、必要に応じてこれらの点検、大規模地震発生後の災害応急対策の確認など、地震への備えを改めて徹底する。

（1）災害対策本部の設置・運営

災害対策本部の設置方法は、一般災害対策編第2部第1章第1節第1「市の応急活動体制の確立」を準用する。

（2）情報収集・伝達

情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や伝達体制については、地震災害対策編第2部第2章第1節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係のある事項について周知する。

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第2章第2節「通信・広報体制（機器等）の整備」を準用する。

3 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表された後の災害応急対策の実施状況等に関する情報の収集・伝達等

市は、災害応急対策の実施状況、その他南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された後の諸般の状況を具体的に把握するため、各種情報の収集及び伝達体制について整備するものとする。

具体的な内容等については、地震災害対策編第2部第2章第1節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

4 災害応急対策をとるべき機関等

（1）巨大地震警戒対応の期間

市の巨大地震警戒対応の期間は、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード8.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）の発表対象となる地震）の発生から1週間とする。

（2）巨大地震警戒対応の期間経過後の対応

（1）の巨大地震警戒対応の期間経過後、市は、さらに1週間、巨大地震注意対応をとるものとする。

5 地域住民等に対する呼びかけ等

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、地域住民に対し、日ごろからの地震への備えを再確認する等防災対応をとる旨を呼びかける。

6 消防機関等の活動

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、消防機関が出火及び混乱の防止、津波からの円滑な避難の確保等のために、津波警報等の情報の的確な収集及び伝達を重点として、その対策を定めるものとする。

7 警備対策

県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合において、犯罪及び混乱の防止等に関して、次の事項を重点として、措置をとるものとする。

- （1）正確な情報の収集及び伝達
- （2）不法事案等の予防及び取締り
- （3）地域防犯団体、警備業者等の行う民間防犯活動に対する指導

8 水道、電気、ガス、通信、放送、銀行関係

水道、電気、ガス、通信、放送、銀行等の事業者は、必要な体制及び安全を確保し、後発地震の発生に備えて必要な措置を講じるものとし、その実施体制を定めておくものとする。

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第4章「社会基盤の応急対策」を準用する。

9 交通

(1) 道路

- ① 県警察は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の運転者のとるべき行動の要領について、地域住民等に周知するものとする。
- ② 市は、道路管理者等と調整の上、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合の交通対策等の情報についてあらかじめ情報提供するものとする。

(2) 海上

- ① 第十管区海上保安本部及び港湾・漁港管理者は、在港船舶の避難対策等について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。
- ② 港湾・漁港管理者は、津波による危険が予想される地域に係る港湾・漁港の対策について、津波に対する安全性に留意し、必要な措置を実施するものとする。

(3) 鉄道

鉄道事業者は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合、安全性に留意しつつ、運行するために必要な措置を実施するものとする。

10 市が自ら管理を行う道路、河川その他の施設に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

市が管理等を行う施設の管理上の措置及び体制は、おおむね次のとおりとする。

① 各施設に共通する事項

- ア 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等の入場者等への伝達
- イ 入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ウ 施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- エ 出火防止措置
- オ 水、食料の備蓄
- カ 消防用設備の点検、整備
- キ 非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、コンピュータなど情報を入手するための機器の整備
- ク 各施設における緊急点検、巡回

② 個別事項

- ア 橋梁、トンネル及び法面等に関する道路管理上の措置
- イ 河川、海岸について、水門及び陸閘の閉鎖手順の確認又は閉鎖等、津波の発生に備えて講じるべき措置
- ウ 病院においては、患者等の保護等の方法について、各々の施設の耐震性・耐浪性を十分に考慮した措置
- エ 幼稚園、小・中学校等にあつては、児童生徒等に対する保護の方法等について必要な措置
- オ 社会福祉施設にあつては、入所者等に対する保護の方法等について必要な措置
なお、施設ごとに具体的な措置内容は、施設ごとに別に定める。

(2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置

① 災害対策本部又は各支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の①に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとるものとする。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- イ 無線通信機器等通信手段の確保
- ウ 災害対策本部等開設に必要な資機材及び車両等の確保

11 滞留旅客等に対する措置

市は、南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）等が発表された場合における滞留旅客等の保護等のため、避難所の設置や帰宅支援等必要な対策を行う。

第3節 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発表された場合における災害応急対策に係る措置〔実施責任者：防災安全課〕

1 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の伝達，市の災害に関する会議等の設置等

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された場合は、災害警戒本部を設置することとする。

災害警戒本部設置後、災害警戒本部会議を開催し、一部割れのケースにおいて地震発生から1週間、ゆっくりすべりケースにおいては通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、その変化が観測されていた期間と概ね同程度の期間が経過するまでの間は、災害警戒本部体制で対応を行う。

(1) 災害警戒本部の設置・運営

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」を準用する。

(2) 情報収集・伝達

具体的な内容等については、一般災害対策編第2部第1章第1節「応急活動体制の確立」を準用する。

2 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等が発令された後の周知

南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）等の内容、交通に関する情報、ライフラインに関する情報、生活関連情報など、市民等に密接に関係ある事項について周知する。

具体的な内容等については、地震災害対策編第2部第2章第1節「地震情報等の収集・伝達」を準用する。

3 災害応急対策をとるべき期間等

(1) 地震が発生したケースの期間

太平洋プレートの沈み込みに伴う震源が深い地震を除き、南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界におけるマグニチュード7.0以上マグニチュード8.0未満又はプレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でマグニチュード7.0以上の地震（南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）の発表対象となる地震）が発生したケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、1週間とする。

(2) ゆっくりすべりが観測されたケースの期間

南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりが観測されたケースにおける市の巨大地震注意対応の期間は、プレート境界面で通常と異なるゆっくりすべりの変化が収まってから、変化していた期間とおおむね同程度の期間が経過するまでの期間とする。

第5章 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については、震災災害対策編第1部第1章第6節「地震防災緊急5箇年計画の推進」を準用する。

第6章 防災訓練計画

防災訓練計画〔実施責任者：防災安全課〕

具体的な内容等については、一般災害対策編第1部第3章第2節「防災訓練の効果的実施」を準用する。

第7章 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

地震防災上必要な教育及び広報に関する計画〔実施責任者：防災安全課・学校教育課・社会教育課〕

具体的な内容等については、地震災害対策編第1部第3章第1節「防災知識の普及啓発」を準用する。